様式第三十二（第２１条第２項関係）

指定装備移転支援法人事業計画書（収支予算書）変更認可申請書

年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

事業計画書（収支予算書）について変更の認可を受けたいので、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第１９条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　変更事項

２　変更内容

３　変更理由

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　変更後の事業計画書又は収支予算書を添付する。

様式第三十三（第２５条関係）

（表）

年　　月　　日発行第　　号（　　年　　月　　日まで有効）

職　名	氏　名	生　年　月　日

（写真）

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第２３条第１項の規定による立入検査証

防　衛　大　臣　　印

（裏）

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第２３条　防衛大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定装備移転支援法人に対し、装備移転支援業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定装備移転支援法人の事務所その他必要な場所に立ち入り、装備移転支援業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第３９条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、３０万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第２３条第１項又は第３２条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第４０条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ７とする。